

関市広報紙広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発行する関市広報紙「広報せき」（以下「広報紙」という。）に広告を掲載するにあたり、関市広告掲載要綱（平成20年関市告示第140号。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、広告の規格等、掲載料金その他必要な事項について定めるものとする。

(広告の色彩及び枠面積)

第2条 広告の色彩は、4色刷り（シアン（青）、マゼンタ（赤）、イエロー（黄）、黒の4色）とする。

2 広告欄の1枠当たりの面積は、縦50ミリメートル横80ミリメートルとする。

(掲載枠数及び位置)

第3条 広告を掲載する枠数は、広報紙1号につき原則として8枠までとする。

2 広告を掲載する位置は、原則として広報紙のお知らせ欄各頁の最下段とする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載は広報紙1号単位とする。ただし、1広告主による広告については、年度を越えない12か月までを限度として連続して掲載することができる。

2 前項ただし書の基準については、要綱第10条の審査会でその都度審査する。

(広告の販売方法)

第5条 広告の販売方法は、要綱第8条第1号により掲載を申し込む広告主を募集する方法とし、広告主は掲載を希望する広報紙発行日の2か月前までに要綱第9条第1項の関市広告掲載申込書（別記様式第1号）に広告案を添付して市長公室企画広報課長（以下「企画広報課長」という。）に提出するものとする。ただし、1広告主について販売できる広告枠は、広報紙1号につき1枠又は2枠までとする。

2 前項において、1広告主で2枠の広告を掲載するときは、2枠分の面積を合わせた1枠として掲載できるものとする。ただし、掲載料金は2枠分とする。

3 広告主は、要綱第13条第1項による広告掲載に係る申請の内容変更又は取

下げをするときは、原則として、広告の掲載予定日の3か月前の日までに申請しなければならない。

(掲載料金)

第6条 広告の掲載料金は、広報紙1枠につき20,000円とする。

- 2 広告主は、要綱第11条第1項による決定の通知を受けた日以後、市の指定する期限までに指定する口座へ掲載料金を納入しなければならない。
- 3 要綱第13条第3項により返還又は変更する掲載料金の額は、同条第2項により内容変更又は取下げの承認を決定した広告掲載の月分に係る掲載料金の額とする。
- 4 前項の規定により返還する掲載料金には、利子を付さない。

(広告の審査方法)

第7条 要綱第10条の関市広告掲載審査会（以下「審査会」という。）における審査方法は、別に定める広告掲載審査票により各委員が広告別に各項目ごとに評価する方法で行い、審査会の意見を付した上で市長が掲載の可否について決定するものとする。

(原稿の提出)

第8条 要綱第11条第1項による決定の通知を受けた広告主は、掲載しようとする広告原稿（以下「版下原稿」という。）を、企画広報課長の指示する方法により、掲載する広報紙の発行1か月前までに提出するものとする。

- 2 企画広報課長は、前項の版下原稿が第5条の広告案と著しく相違するものであると判断したときは、審査会において再審査に付さなければならない。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年1月1日から施行する。

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年8月17日から施行する。